

個人向け賠償責任保険
(ゴルフ保険等)をご契約される皆さまへ

重要事項等説明書 (契約概要・注意喚起情報)

2019年10月



この重要事項等説明書は、「契約概要」「注意喚起情報」の2つで構成されています。個人向け賠償責任保険をご契約いただくにあたっての重要な事項および個人情報の取扱いについてのご説明となりますので内容を十分にご確認ください。この重要事項等説明書の主な用語のご説明は、「契約概要」の「用語のご説明」に記載しています。なお、ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

*取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

契約概要のご説明

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申し込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、パンフレット、普通保険約款および特約等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

本書面下段に「用語のご説明」を掲載しています。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

1.1 商品の仕組みと補償内容

商品の仕組みと補償内容は以下のとおりです。ゴルフ保険は賠償責任保険普通保険約款に特約をセットする方式でのお引受けとなります。詳細は、パンフレット、普通保険約款および特約をご確認ください。
(下表の○印は基本補償です。○印はお客さまのご希望によりセットできます。)

【ゴルフ保険 (ゴルフ特約)】 主な補償内容	
賠償責任の補償 ○	日本国内および国外においてゴルフの練習、競技または指導中に発生した偶然な事故により、他人（キャディを含みます。）にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。 (注)被保険者本人が未成年者または責任無能力者の場合、被保険者本人に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者本人を監督する方（被保険者本人の親族にかぎり）についても被保険者となります。
ケガ(傷害)の補償 ○	日本国内および国外のゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導中に、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者自身がケガをされた場合に、以下のとおり保険金をお支払いします。
	死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合はその金額を差し引いてお支払いします。
	後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。
	入院保険金 入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき保険金額の1,000分の1.5を乗じた金額をお支払いします。
通院保険金	通院(※)された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき保険金額の1,000分の1.0を乗じた金額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 (※)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものみなします。 (注)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他の傷害を被った場合であっても、重複しては通院保険金をお支払いしません。
	用品の損害 ○ 日本国内および国外のゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品の盗難、ゴルフクラブの破損または曲損により生じた損害に対して、時価を基準に算出した損害額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。
ホールインワン・アルバトロス費用 ○	日本国内にあるゴルフ場(※1)においてゴルフ競技(※2)中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用(※3)、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀、その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用（保険金額の10%を限度とします。）を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ★ご注意ください！ キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし以下の①から④までのいずれかを満たすときにかぎりお支払いの対象となります。 ①そのゴルフ場の使用者が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像（ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルフ場の個別確認等が可能）が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者(※4)が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 (※1)日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (※2)ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し（ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。）、基準打数（パー）35以上の9ホール（ハーフ）、または基準打数（パー）35以上の9ホール（ハーフ）を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。 (※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告知、損保ジャパンがこれを認めるときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。 (※4)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「フロンティアチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入りする造園業者、飲食料運搬業者、工業者をいいます。

●ゴルフ保険では、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは補償の対象となりません。
●「ゴルフの練習、競技または指導」には、これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

■個人賠償責任保険、ゴルフ入場者包括契約、ハンター保険等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■長期保険特約をセットされた場合は、補償内容が異なります。
■他の保険契約等から保険金が支払われた場合は、損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いてお支払いします（ケガの補償を除きます。）。

2. 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次に掲げる事由によって生じた損害・ケガに対しては、保険金をお支払いしません。詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」をご確認ください。

種類	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任の補償	■故意 ■地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象に起因する賠償責任 ■被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任 ■被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ■被保険者と他人との間の約定によって加重された賠償責任 ■自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任(※) ■自動車(※) ■ゴルフカート自体の損害に対する賠償責任については保険金をお支払いできません。
ケガ(傷害)の補償	■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■脳疾患、疾病または心神喪失 ■地震、噴火または津波 ■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的見解のないもの ■細菌性食中毒、ウイルス性食中毒 など
用品の損害	■故意または重大な過失 ■自然の消耗または性質による変質その他類似の事由 ■置き忘れまたは紛失 ■地震、噴火または津波 ■ゴルフボールのみの盗難 など
ホールインワン・アルバトロス費用	■被保険者がゴルフ場の経営者または使用人（臨時雇いを含みます。）である場合、その被保険者が経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ■日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス (注)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

3. 保険期間 (保険のご契約期間)

保険期間は1年間です。また、1年超の長期契約や1年未満の短期契約も可能です。

4. 引受条件 (保険金額等)

保険金額の設定の詳細な内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ゴルフ保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます（ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。）。
- 告知の内容や事故の発生等によりご契約のお引受けをお断りすることや、お引受けの条件を制限することがあります。

実際にご契約いただくお客さまの保険期間・保険金額につきましては、申込書でご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額、保険期間等によって決定されます。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、申込書でご確認ください。最低保険料は、1,000円です。ただし、ご契約内容によって異なる場合があります。

3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一時払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払等があります。分割払の場合は、分割回数および払込手段により保険料が割増となります。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還することがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

<用語のご説明> この重要事項等説明書において、主な用語の定義は以下のとおりです。

用語	用語の定義
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (注)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約における「ゴルフ場」の定義については、ホールインワン・アルバトロス費用の補償内容をご確認ください。
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいい、保険証券に記載されたものにかぎりません。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
目撃	ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール（球孔）に入ること、その場で確認することをいいます。 アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール（球孔）に入ること、その場で確認することをいいます。
医学的見解	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
急激・偶然・外来	「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的隔のないことを意味します。 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
時価	同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。
損害賠償請求権者	被保険者が法律上の賠償責任を負った場合の相手方をいいます。
被保険者本人	申込書の被保険者欄に記載の本人をいい、保険の補償を受けられる方になります。
他の保険契約等	ゴルフ保険、個人賠償責任保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 ◆おかけ間違いにご注意ください。

<p>●損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ</p> <p>ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただきます場合がございます。</p> <p>【窓口：カスタマーセンター】</p> <p>0120-888-089</p> <p>(受付時間) 平日：午前9時～午後8時 土日祝日：午前9時～午後5時 (12月31日～1月3日は休業)</p> <p>(公式ウェブサイト) https://www.sompo-japan.co.jp/</p>	<p>●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)</p> <p>損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。</p> <p>【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぼADRセンター」】</p> <p>0570-022808</p> <p>(受付時間) 平日：午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・年末年始は休業)</p> <p>詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (http://www.sompo.or.jp/)</p>	<p>●事故が起こった場合</p> <p>事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。</p> <p>【窓口：事故サポートセンター】</p> <p>0120-727-110</p> <p>(受付時間) 24時間365日</p>
--	---	--

重要事項等説明書... (お客さまへ) 重要なこと... 契約前に必ずお読みください。 ※はじめに切り離していただきます。

注意喚起情報のご説明 (兼クーリングオフ説明書)

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約になる前に必ずお読みいただき、お申し込みくださるようお願いいたします。本書面にご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

2019年10月



1. クーリングオフ（契約申込みの撤回等について）

保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

【お申し出できる期間】

クーリングオフは、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。

ご契約を申し込まれた日

本書面を受領された日

【お手続き方法】

クーリングオフのお申し出をされる場合は、上記期間内（8日以内の消印有効）に損保ジャパンの本社に必ず郵便でご通知ください。

【お申し出を受付できない場合】

- 取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。
- 既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

【宛先およびご通知いただく事項】

<宛先> 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損害保険ジャパン株式会社 クーリングオフ受付デスク（本社）行

<ご通知いただく事項>

- ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・捺印および電話番号
- ご契約を申し込まれた年月日
- ご契約を申し込まれた保険の次の事項
保険種類、証券番号（申込書控の右上に記載してあります。）または領収証番号（証券番号が不明な場合のみご記入ください。領収証の右上に記載してあります。）
- 取扱代理店・仲立人名



【お支払いになった保険料の取扱い】

クーリングオフのお申し出をされた場合は、すでにお支払いになった保険料は、すみやかにお客様にお返しします。また、損保ジャパンおよび取扱代理店・仲立人は、お客様にクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。ただし、保険期間の開始日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合は、保険期間の開始日（開始日以降に保険料をお支払いいただいたときは、損保ジャパンが保険料を受領した日）からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を、日割でお支払いいただくことができます。

【クーリングオフができないご契約】

次のご契約は、クーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- 保険期間が1年以内のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 質権が設定されたご契約
- 通信販売特約により申し込まれたご契約
- 法人または社団・財団等が締結したご契約
- 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

2. 告知義務・通知義務等

1. 契約締結時における注意事項（告知義務等）

(1) 申込書のご記入にあたっての注意点

申込書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。ご契約者または被保険者（保険の対象となる方）には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込書（その付属書類を含みます。）に記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項> この保険における告知事項は、次のとおりです。

★他の保険契約等の加入状況

- セットされる特約や引受けの条件により告知事項を定めている場合があります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がないときは、保険金をお支払いします。

(2) ケガの補償における死亡保険金受取人の指定について

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

2. 契約締結後における留意事項（通知義務等）

(1) 住所または通知先を変更された場合

保険証券記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

(2) ご契約内容の変更を希望される場合

ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。変更前と変更後の内容により、ご契約をそのまま継続して内容を変更できる場合と、ご契約をいったん解約し、変更後の内容で再度ご契約いただく場合があります。また、ご契約内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。（注）ホールインワン・アルバトロス費用を補償するご契約の場合において、ゴルフの競技または指導を職業・職務として行うこととなったときは、その方が行ったホールインワンまたはアルバトロスに対しては保険金をお支払いできませんので、ご契約内容の変更について取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

(3) 重大事由による解除等

保険金をお支払する目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>

被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、ケガの補償に関する部分（その被保険者に係る部分にかぎり）を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。解除の条件や手続き方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 責任開始期（保険の補償が開始される時期）

保険責任は保険期間（保険のご契約期間）の初日の午後4時（申込書またはセットされる特約に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、保険期間の開始日より前に発生した事故による損害・ケガに対しては、保険金をお支払いできません。保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約等の保険料払込みに関する特約をセットされた場合を除いて、ご契約と同時に支払ってください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に発生した事故による損害・ケガに対しては、保険金をお支払いできません。

4. 保険金の請求について

- (1) 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- (2) 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。（注）示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。
- (3) 用品の損害の場合は、修理前に損保ジャパンへご相談ください。用品の盗難の場合は、警察への届出が必要となります。
- (4) 保険金の請求にあたっては、普通保険約款および特約に記載されている書類ならびに次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
④ 傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など ②用具・用品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品目録書、質借借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など ③ホールインワン・アルバトロスを達成した場合 「★ホールインワン・アルバトロスを達成したら（ゴルファー保険）」をご確認ください。
⑤ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書 など
⑥ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑦ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。（注1）事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

- (5)前記(4)の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、確認が必要な事項およびその確認を終るべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- (6)ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【★ホールインワン・アルバトロスを達成したら（ゴルファー保険）】（保険金請求時に必要な書類）ホールインワン・アルバトロス費用保険金の請求に際して、以下の証明書類の提出が必要となります。

1. 証明書
同伴競技者1名^(※1)、補助者としてつづいたゴルフ場所属のキャディ1名^(※2) およびゴルフ場責任者の署名・捺印をした損保ジャパン所定の証明書
 2. 費用支払を証明する書類
 3. アテスト済のスコアカード（写）
- その他必要書類については、損保ジャパンよりその都度連絡させていただきます。
（※1）ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、同伴競技者1名の署名・捺印は不要です。
（※2）ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用しなかった場合は、①～③のいずれかの方に損保ジャパン所定の証明書に署名・捺印をいただくか、もしくは④を提出いただくことが必要です。
①被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃したゴルフ場従業員^(※3)
②被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃したその公式競技の参加者または競技委員
③同伴競技者以外の第三者^(※4)が被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃している場合はその第三者
④ビデオ映像（ビデオ撮影の日時、場所、ゴルファーの個人確認が可能なもので、第1打からボールがホール（球孔）に入るまで連続した映像のものにかぎり）
（※3）そのゴルフ場に直接雇用されている従業員、パート・アルバイトまたは派遣社員のことをいいます。
（※4）例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがシヨートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入入りする造園業者、飲食料運搬業者、工業者をいいます。

5. 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由によって生じた損害・ケガに対しては、保険金をお支払いしません。詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等をご確認ください。

種類	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任の補償	■故意 ■地震、噴火、津波またはこれらに類似の自然現象に起因する賠償責任 ■被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任 ■被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ■被保険者と他人との間の約定によって加重された賠償責任 ■自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ^(※) など （※）ゴルフカート自体の損害に対する賠償責任については保険金をお支払いできません。
ケガ（傷害）の補償	■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■脳疾患、疾病または心神喪失 ■地震、噴火または津波 ■頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■細菌性食中毒、ウイルス性食中毒 など
用品の損害	■故意または重大な過失 ■自然の消耗または性質による変質その他類似の事由 ■置き忘れまたは紛失 ■地震、噴火または津波 ■ゴルフボールのみの盗難 など
ホールインワン・アルバトロス費用	■被保険者がゴルフ場の経営者または使用人（臨時雇いを含みます。）である場合、その被保険者が経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ■日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス など （注）ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

6. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

分割払でご契約の場合、第2回目以降の分割保険料は、申込書記載の払込期日^(※)までにお支払いください。なお、分割保険料が払込期日の属する月の翌月末日を経過してもお支払いがない場合は、払込期日の翌日以後に発生した事故による損害・ケガに対しては保険金をお支払いできません。ただし、分割保険料のお支払いがなかったことにご契約者の故意または重大な過失がなかったと損保ジャパンが認めた場合は、払込猶予期間を払込期日の翌月25日まで延長します。（※）口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。

7. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還することがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

8. 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

10. 補償重複について

補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故に対しては、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
（※1）賠償責任保険以外のご契約にセットされる特約や他社のご契約を含みます。
（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
<補償重複となる可能性がある主な補償・特約>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
①	ゴルファー保険等の賠償責任補償	自動車保険・火災保険の個人賠償責任特約
②	ゴルファー保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約	傷害保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約

11. 個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内、提供、アンケートの実施、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係者、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者は外国にある事業者を含みます。
②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。
④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
なお、保健医療等のセンシティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。

※「保険会社等の相談・苦情・連絡窓口」は「契約概要」をご覧ください。